



しろばらだより

第129号

掲示板	
有権者	平成21年6月2日現在 (定時登録者数)
男	197,032人
女	195,528人
計	392,560人
発行所	〒271-8588 松戸市根本387番地の5 松戸市選挙管理委員会 松戸市明るい選挙推進協議会 でんわ 047(366)7386

明るい選挙 啓発ポスター・標語

作品 募集



- ポスター**
 - 一人一点
 - 内容 明るい選挙の推進をあらわすもの
 - 規格 画用紙四ツ切 (542mm×382mm)
八ツ切 (382mm×271mm)
もしくはそれに準じる大きさ
※描画材料は自由です
- 標語**
 - 一人二点以内 (自作のもの)
 - 20字以内
 - 内容 ①きれいな選挙の推進をあらわすもの
②棄権防止の呼びかけをあらわすもの

●応募資格
小・中・高校生、一般の方で市内在住・在学の方

●応募方法
市内の学校へ通学している人は各学校をとおして、市外の学校へ通学している人と一般の方は直接選挙管理委員会へ応募してください。

※応募作品には、ポスターは裏面右下に、標語は作品の左横に、小・中・高校生は学校名、学年、氏名(ふりがな)を、一般の方は住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢を必ず明記してください。

●締切
平成21年9月4日(金)必着

※作品は自由に利用させていただきます。応募作品はお返しできません。第1次審査(市審査)で入選した作品は第2次審査(県審査)へ送付させていただきます。なお入選作品は、作成者の市町村名・学校名・学年及び氏名を公表させていただきます。

私たちの生活を豊かで楽しいものとするには、政治を立派なものにしなければなりません。そしてきれいな政治が行われるには、明るく正しい選挙が行われなければなりません。そこで今年も、選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会では、選挙啓発推進事業の一環として「明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集」を行います。

この事業は、皆さんの日常生活や学校での授業を通じて得た政治や選挙に関する知識、考えをポスター・標語にあらわしていただき、明るい選挙の推進に役立てていくとするものです。

今年もたくさんの応募作品をお待ちしています。

みんなで守ろう「三ない運動」

- 有権者は政治家に寄附を求めない
- 政治家は有権者に寄附を贈らない
- 政治家から有権者への寄附は受けとらない

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めてもいけません。



ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

ご存じですか? 不在者投票のいろいろ



選挙では投票日当日に投票所において投票することが原則です。当日、仕事やレジャー等で投票所にいけない方は、市内9ヶ所の期日前投票所で期日前投票をすることができます。

では、出張等で長期間松戸市外に滞在されている方や、病院や老人ホームに入所されて外出が困難な方は、どのような投票方法があるのでしょうか。

お産や長期出張等で松戸市を離れている方

お産や長期出張等で長期間松戸市外に滞在されている方は、ご本人から松戸市選挙管理委員会へ書面で投票用紙等を請求していただいた上で、松戸市選挙管理委員会より投票用紙等を滞在している場所にお送りしますので、その投票用紙等を持参して、滞在地の選挙管理委員会で投票する方法です。

請求書の記入事項

請求書面には、氏名、生年月日、滞在地(住所・郵便番号・連絡先電話番号)及び請求理由を記載して松戸市選挙管理委員会までお送りください。請求書は滞在先の選挙管理委員会でも入手できます。なお、滞在地への郵送のやりとりに時間がかかりますので、お早めの請求をしてください。

※それぞれの選挙が近くなりますと、松戸市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

指定された老人ホームや病院等に入所されている方

病院や老人ホームに入所されていて、その施設が不在者投票のできる施設として指定されている場合は、施設内で不在者投票をすることができます。

指定されている病院等については松戸市選挙管理委員会へおたずねください。 ☎047-366-7386



郵便等による不在者投票の対象となる方

身体障害者手帳及び戦傷病者手帳をお持ちの方、又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で次に記載しております要件に該当する方に認められています。

なお、郵便等による不在者投票制度の利用にはあらかじめ松戸市選挙管理委員会への登録が必要となります。登録には日数がかかりますのでお早めの申請をお願いします。

手帳の種類	障害の程度	障害の等級等
身体障害者手帳	・身体の障害(両下肢・体幹・移動機能) ・内臓機能の障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸) ・免疫の障害	1級若しくは2級 1級若しくは3級 1級から3級
戦傷病者手帳	・両下肢・体幹の障害 ・内臓機能の障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症から第2項症 特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	・要介護状態区分が要介護5	

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象となる方

郵便等による不在者投票ができる方で、次の①②に該当する方は、あらかじめ松戸市選挙管理委員会に届けた代理記載人(選挙権を有する人に限る。)に投票に関する記載をさせることができます。

- ①身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方
- ②戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

※手帳の記載で該当するかどうか分からないときは、松戸市選挙管理委員会にお問い合わせください。

☎047-366-7386